

介護保険係より連絡事項

知立市長寿介護課介護保険係

内容

- 運営指導について
- ケアプラン点検について
- ショートステイの長期利用について
- 福祉用具の購入と貸与の選択制について
- 住宅改修と福祉用具の適正化について
- 事故報告について
- 指定申請等に係る電子申請・届出システムの導入について

運営指導について

運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、市が指定する事業所には、原則として指定期間内に一度以上運営指導を行っています。県が指定権者のサービス事業所の運営指導は県が行います。

目的：サービスの質の確保・向上を図ることを目的とし、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し必要な指導を行います。

実施状況：令和6年度 地域密着型通所介護（2事業所）、小規模多機能型居宅介護（1事業所）、グループホーム（1事業所）を実施済または実施予定。

指導事項：

- 介護サービスの実施状況指導
利用者に対するサービスの質を確認するための指導
- 最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制を確認するための指導
- 報酬請求指導
報酬基準に基づく介護保険給付の適正な事務処理を確認するための指導

指導事項内容（抜粋）

- 運営規定と重要事項説明書の内容について整合性をとること
- 運営規定に定める利用料について、最新の額にすること
- 資格を証明する書類を漏れなく整備すること
- 就業規則にあわせた雇用契約書を作成すること
- 個人情報使用の同意は、家族からも得ること
- 虐待防止委員会、感染症予防及びまん延防止対策委員会等各種委員会を定期的に開催し、議事録を作成すること
- 虐待関連、感染症予防及びまん延防止関連の指針や業務継続計画の整備を行い、研修等を定期的に開催し、その内容がわかるよう記録を整備すること
- 加算要件について、要件を全て満たしていることが確認できる書類を整備すること

（報酬改定のあった加算、新規に加算の請求を行うものは要確認）

適正な事業運営に向けて

- 運営指導での改善指示事項は、文書だけでなく**口頭指導内容についても必ず改善**を行ってください。一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合や、監査に切り替えることもあります。
- 介護保険最新情報等より最新の制度の情報収集を行い、自主点検の上、適正な事業運営となるよう努めてください。

ケアプラン点検について

目的：ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、ケアマネジャーとともに検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するためのもの。

＜実施状況＞

- ・市内居宅介護支援事業所の全ケアマネジャーと面談にて実施。
(1事業所につき年1回以上実施)
- ・1ケアマネジャー2～3ケース（令和6年度実施件数：51件 ※1月末時点）
- ・1ケースあたり30分程度。

＜指導を行った事例（抜粋）＞

- ・本人、家族の意向を聞き取る前にサービスの方針を決め、関係事業者とサービス担当者会議を電話で行い、サービスの変更を行った。
- ・特段の事情がない事例において、モニタリングを自宅以外で行った。
- ・サービス担当者会議の欠席者の照会をサービス担当者会議終了後に行っていた。
- ・サービスの利用回数が大幅に変更になっているにも関わらずサービス担当者会議が未開催。
- ・モニタリングで短期目標の達成状況が記載されていなかった。達成状況を判断した根拠がモニタリングシート、支援経過にも記載されていなかった。

ショートステイの長期利用について

R6年4月から実施

ショートステイ利用が長期利用となる場合は、その時点で市へ報告をお願いします。ケアプラン第1表～第4表を提出してください。

「家族の介護力」、「ショート利用でなくてはならない理由」、「施設や有料老人ホームの検討状況」について確認します。

※市に報告していないロングショート事例がケアプラン点検で見つかることがあります。判断に迷う場合は市に相談をお願いします。

福祉用具の購入と貸与の選択制について

<留意点>

・貸与・販売の選択が可能であること、メリットやデメリット等の説明および、医師やリハビリ専門職の意見（※1）、利用者の身体状況を踏まえ検討したことが分かるようにケアプラン第4表（担当者会議）等に記載してください。

※1 今後の身体状態変化を見通し、対象福祉用具の長期利用が見込まれる身体状況か否かに関する意見を聴取してください。

記載例：

▽▽の疾患があり、▲▲といった身体状況を踏まえ、スロープの長期利用が見込まれる身体状況である。

※「スロープが必要な身体状況」といった意見だけでは不可。

こういった記載のない理由書、ケアプランが散見されます。漏れなく記載いただくよう、よろしくお願いします。

・従来の福祉用具購入と同様に、判断に迷う事例は購入前に市に相談してください。（申請後に介護給付での購入が認められなければ自費での購入になるため）

・貸与にあたっては、購入と貸与の選択にあたっての必要な情報提供（メリット、デメリット、医師やリハビリ専門職の意見等を含む）を行い、検討したことがわかるよう、サービス担当者会議の要点に記載をして下さい。

・リハビリ専門職訪問派遣事業等を積極的にご活用ください。

住宅改修、福祉用具における適正化について

＜住宅改修＞

- ①身体状況、家屋の問題点が明確か
- ②身体状況と比較して、改修の内容は適切か、予後予測を踏まえているか
- ③改修により問題は解決されるのか
- ④日常生活上、必要なものか
- ⑤住宅改修でなければ問題解決できないか
(例：2階居室を1階に移すことで解決)
- ⑥本人・家族が望むままの計画になっていないか
- ⑦保険制度の趣旨を逸脱していないか
(他者との公平性は保たれているか、制度の持続可能性を念頭に置き、妥当な改修か、資産形成につながる大規模改修ではないか)

＜福祉用具＞

- ①住宅改修の上記⑤以外の内容について、問題ないか
- ②日常生活動線上での使用か
(例：居室以外の余暇活動をする部屋のスロープは対象外)
- ③標準以上の機能をもつ福祉用具は、その機能の必要性が明確で妥当なものか
(例：ウォッシュレット、暖房等の機能のあるポータブルトイレは原則対象外)

福祉用具は購入後の申請となるため、判断に迷う場合は事前に市にご相談下さい。
(購入後に介護給付での支給が認められないと自費になります)

事故報告について

【報告を要する事故】

- ①サービス提供による利用者のケガ、死亡事故の発生
- ②食中毒及び感染症の発生
- ③職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生
- ④その他報告が必要と認められる事故の発生

【報告対象】

- ・本市の被保険者が利用する事業所

【報告先】

- ・事業所等の所在地域保険者
- ・利用者の保険者

【報告方法】

・事故発生後速やかに報告すること。（遅くとも5日以内）報告書作成に時間を要する場合は第1報として埋められる部分のみ報告する。第2報で詳細まで記載し報告する。死亡事故等重大な事故の場合は速やかに第1報として電話報告を行うこと。

- ・報告書は、本人要因、職員要因、環境要因の分析を十分に行い再発防止策を検討する。

多い事故報告事例

【時間帯】

- ・ 夜間、早朝、食事の前後・・・スタッフが手薄になる時間が多い

【場面】

- ・ 居室内が多く、ベッドから立ち上がりや歩き出しの際に躓き転倒されるケース。
- ・ 認知症による危険予知が難しくナースコール等で知らせることはできない。
- ・ 食堂等の共有部分において、スタッフが不在となったときの立ち上がり、トイレに行こうとした際の転倒。

【職員及び環境要因】

- ・ 離床センサーの不具合、センサーから本人の身体が離れていた。
- ・ 日中は支援不要な方だったため、夜間も大丈夫であると油断していた。
- ・ 職員間での情報共有が不足し、共通認識が図れていなかった。
- ・ 共有スペースで見守りを行っていたスタッフが他者の介助に入ってしまう際に、見守りを他のスタッフに依頼しなかった。（少なからず大丈夫だろうという認識）

【現場の課題】

- ・ 転倒リスクがあったとしても常時付き添っておくことはできない。
- ・ 認知症があり、事故の詳細が不明なことが多く予測から対策を検討するしかない。

ヒヤリハット、起きてしまった事故をスタッフ間で情報共有することで、職員が様々な事故要因を予測し、防ぐことにつながる。

本当にその事故は防ぐことが難しい事故だったのか、事故原因の本質を見極め、その場しのぎの対策ではなく継続できる仕組みをつくる。

指定申請等に係る電子申請・届出システムの導入について

- 介護サービス事業者の指定申請及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出について、厚生労働省の電子申請・届出システムによる受付を **令和7年4月1日以降**に知立市に提出する申請・届出を対象に開始。
- 令和7年度中の申請・届出は、電子と書面 **どちらの方法でも可能**です。
- **令和8年度以降は原則、電子申請・届出システムによる申請・届出となります。**
- 電子申請・届出システムの利用にはGビズID（プライム又はメンバー）の取得が必要となります。GビズIDの取得方法については、デジタル庁のホームページをご確認ください。
- 電子申請・届出システムのURL、手引き等については令和7年3月以降、順次知立市ホームページに掲載予定です。